

# 【様式4号】介護支援専門員死亡等の届出について

介護支援専門員が亡くなったり、欠格事由に該当したりした場合、届出義務者により登録の消除を行うことが法令で定められています。必ず手続きを行ってください。  
消除の処理を行った後、届出人あて消除通知書をお送りします。

## 該当事由

下記の事項に該当する場合、様式第4号により届け出てください。

	届出が必要となった事由	内容
1	死亡した	届出人は相続人。 その事実を知った日から30日以内の届出が必要。
2	成年被後見人又は被保佐人となった	届出人は本人又はその法定代理人若しくは同居の親族。 該当した日から30日以内の届出が必要。
3	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	届出人は本人。 該当した日から30日以内の届出が必要。
4	介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	

## 必要書類

下記4点を添付の上、県高齢政策課あて郵送してください。

### 【送付先】

兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班  
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

	必要書類	内容
1	申請書 (様式第4号)	記入漏れなどがないか必ずご確認ください。 (署名欄は届出者名で記載してください。)
2	消除理由を証する書類	消除の理由が分かる根拠書類を添付してください。詳細は様式第4号をご確認ください。 (例：死亡による消除の場合は死亡届のコピーなど)
3	本人確認書類	届出人の本人確認書類(個人番号を含まないもの)を添付してください。 (例：免許証の表裏のコピーなど)
4	介護支援専門員証	有効期間内であっても必ず返納してください。

＜ 介護支援専門員死亡等届出書 ＞

消除する者の情報を記載する。

届出に係る介護支援専門員

フリガナ	(姓)	(名)	生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏 名				

【重要】

該当する事由に○をつける。  
(1の場合はその事実を知った日から30日以内、  
2～4の場合、事由が発生した日から30日以内に  
届け出ることが定められている。)

介護支援専門員証(写真・有効期間  
などが印刷されたカード)の交付が  
あれば「有」に○を記載する。

介護支援専門員証 有 ・ 無

届出が必要になった事由 ※該当する項目番号に○を付けてください。	詳細 ※交付「有」の場合、介護支援専門員証も返納してください。
1 (法69条の5第1号) 死亡した	・届出人：相続人 ・添付書類：除籍謄本等、死亡が確認できる書面
2 (法69条の5第2号) 成年被後見人又は被保佐人となった	・届出人：本人又はその法定代理人若しくは同居の親族 ・添付書類：後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面
3 (法69条の5第3号) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	・届出人：本人 ・添付書類：確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
4 (法69条の5第3号) 介護保険法その他の介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	

事由の発生日を記載する。

届出が必要になった事由が発生した日 年 月 日

以下、届出人が署名してください。

記載漏れが多いので、必ず記入してください。

上記より、介護保険法第69条の5各号に基づき 届出します。

届出人の情報を記載

記入日を記載

兵庫県知事様

令和 年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

届出に係る介護支援専門員との続柄

連絡先(電話番号・メールアドレス)

証を亡失している場合は、ここに署名する。

なお、添付書類である介護支援専門員証を亡失された場合は、以下に、署名してください。

兵庫県知事が発行した介護支援専門員証を亡失しました。  
亡失した介護支援専門員証を発見したときは、直ちに返納します。

氏名 \_\_\_\_\_

【注意】書類に不備等があれば、書類は受理できず、お手続きができません。



# 添付していただく本人確認書類、証拠書類について

各種手続きにおいて、本人確認書類や証明書類が必要となります。

以下の事項にご留意いただき、過不足なく書類をご提出いただきますようお願いいたします。

## 【本人確認ができるもの（例） ※すべてコピー。原本不可。】

- ・ 運転免許証
  - ・ パスポート
  - ・ 年金手帳
  - ・ 在留カード
  - ・ 個人番号（マイナンバー）カード(表面)
  - ・ 国家資格等を有する者については免許証または登録証

## 【氏名が確認できるもの（例）】

- ・ 戸籍謄本または戸籍抄本（原本）
- ・ 運転免許証のコピー（表裏面いずれも必要）
- ・ 個人番号（マイナンバー）カードのコピー（表裏面いずれも必要。ただし、証を交付しない場合は個人番号情報を隠したもの）

## 【現住所が確認できるもの（例） ※住所の変更履歴が分かるものに限る】

電子申請の場合、電子申請システム上に下記書類のデータをアップロードしてください。

- ・ 住民票（原本）
- ・ 運転免許証（表裏面いずれも必要）
- ・ 健康保険証
- ・ 個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ） ※個人番号情報は隠してください。

### △ 補足 △

- ・ 戸籍抄本（謄本）、住民票抄本（謄本）を提出される場合、本人確認書類は不要です。
- ・ 戸籍抄本（謄本）、住民票抄本（謄本）については、過去6ヶ月以内に発行したものをご提出ください。
- ・ 個人情報保護の観点から、電子申請システムを用いる手続き（住所変更など）を行う場合、個人番号（マイナンバー）情報が記載されている書類は提出しないでください。